

○射水市赤ちゃんの駅設置事業実施要綱

平成29年4月1日

告示第256号

(目的)

第1条 この要綱は、乳幼児の保護者等が外出時において、気軽に授乳、おむつ替え等を行うことが可能な場所を備えた市内の施設、店舗等(以下「施設等」という。)を射水市赤ちゃんの駅(以下「赤ちゃんの駅」という。)として登録し、これを広く公表することにより、安心な子育て環境の整備を図ることを目的とする。

(利用対象者)

第2条 赤ちゃんの駅の利用対象者は、授乳、おむつ替え等を必要とする乳幼児(おおむね3歳未満の者をいう。)の保護者等とする。

(登録施設基準)

第3条 赤ちゃんの駅として登録することができる施設等は、次に掲げる要件の全てを満たす施設で、かつ、無料で利用できるものをいう。

- (1) 壁、カーテン等で仕切られた授乳に供するための専用空間を備え、安心して授乳を行うことができる場所を提供すること。
- (2) ベビーベッド、おむつ交換台等を備え、安心しておむつ替えを行うことができる場所を提供すること。
- (3) 前2号に掲げる場所について、定期的な清掃等により衛生面に配慮していること。

(市の責務)

第4条 市は、市の公共施設を利活用し、赤ちゃんの駅の設置に努めるものとする。

2 市は、市内の民間施設等に対する登録の促進を図ることにより、赤ちゃんの駅の普及に努めるものとする。

(登録方法)

第5条 赤ちゃんの駅として登録を希望する施設等の管理者(以下「申請者」という。)は、射水市赤ちゃんの駅登録申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、射水市赤ちゃんの駅登録通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するとともに、射水市赤ちゃんの駅ステッカー(以下「ステッカー」という。)を交付するものとする。

(表示)

第6条 前条第2項の規定により赤ちゃんの駅として登録を受けた施設(以下「登録施設」と

いう。)の管理者は、ステッカーを施設の出入口その他利用者に分かりやすい場所に掲示しなければならない。

(登録の変更又は廃止)

第7条 登録施設の管理者は、登録を受けた内容を変更しようとするとき、又は登録を廃止しようとするときは、あらかじめ、射水市赤ちゃんの駅登録内容変更・廃止届(様式第3号)により、市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第8条 市長は、登録施設が第3条に規定する要件を満たさないことが明らかになったとき、若しくは登録施設として適当でないと認めるとき、又は前条に規定する廃止の届出があったときは、赤ちゃんの駅の登録を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消した場合は、射水市赤ちゃんの駅登録廃止通知書(様式第4号)により、当該登録施設の管理者に通知するものとする。

3 第1項の規定により赤ちゃんの駅の登録を取り消された施設の管理者は、ステッカーの掲示を直ちに取やめなければならない。

(実施状況報告等)

第9条 市長は、登録施設の管理者に対して、必要に応じ、実施状況について報告を求め、又は登録施設の現状を確認することができる。

(公表)

第10条 市長は、登録施設の名称、所在地及び登録内容を市のホームページその他適当と認める方法により、広く市民に公表し、周知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、赤ちゃんの駅の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

射水市赤ちゃんの駅登録申請書

年 月 日

射水市長

（申請者）  
所在地  
名称

代表者印

射水市赤ちゃんの駅として登録を受けたいので、射水市赤ちゃんの駅設置事業実施要綱第5条の規定により申請します。

フリガナ	
施設名	
所在地	〒 —
電話番号	— — （担当者 ）
開始年月日	年月日
備考	

様式第2号（第5条関係）

射水市赤ちゃんの駅登録通知書

年 月 日

様

射水市長 印

下記施設を射水市赤ちゃんの駅として登録したので、通知します。

記

施設名	
所在地	〒 ー
登録日	年 月 日
備考	

※市長が交付する赤ちゃんの駅ステッカーを、施設の出入口その他利用者に分かりやすい場所に掲示してください。

様式第3号（第7条関係）

射水市赤ちゃんの駅登録内容変更・廃止届

年 月 日

射水市長

(管理者)

所在地

名称

代表者印

射水市赤ちゃんの駅の登録について、射水市赤ちゃんの駅設置事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり登録内容の変更・廃止を届け出ます。

記

【変更】

変更日	年 月 日	
変更内容	変更前	変更後

【廃止】

廃止予定日	年 月 日
廃止理由	

様式第4号（第8条関係）

射水市赤ちゃんの駅登録廃止通知書

年 月 日

様

射水市長 印

下記施設について、射水市赤ちゃんの駅の登録を取り消したので、通知します。

記

施設名	
所在地	〒 ー
登録廃止日	年 月 日
備考	

※市長が交付した赤ちゃんの駅ステッカーについては、はずしてください。

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第8条関係)